遅　日　菊根分湖のまぶしき日なりけり

広報あびこ

第38号

毎月　1日・16日2回発行

千葉県我孫子町役場

（電話　あびこ　代表42番）

一部　　2円

広報は綴つて読みましよう

四月のこよみ

月	日	曜	記事
16	木		補充選挙人名簿縦覧
17	金		消防委員会開催 補充選挙人名簿縦覧
18	土		補充選挙人名簿縦覧
19	日		
20	月		区長連絡員会議開催 補充選挙人名簿確定
21	火		
22	水		
23	木		千葉県議会議員選挙投票日
24	金		育児相談日（市医）
25	土		臨時町議会開催
26	日		
27	月		
28	火		消防団支団会議開催
29	水		天皇誕生日
30	木		
5月1	金		広報39号発行・労働祭
2	土		
3	日		憲法記念日

土木、教育、施設に重点施策

予算のあらまし

一億五一六万八千円（一般会計）

本町は、昭和三十年合併以来、東京都の近郊都市として漸次発展をなしつつありますが本年は、新町建設十カ年計画並びに実施五カ年計画を早急に樹立し、首都圏の近代的都市を目途に一段の努力を致さねばならないと存ぜられます。

それには、財政の健全化を堅持しつつ、住民各位の福祉の増進、行政水準の向上、予算執行の効率化等に重点を置き、もって町政の推進を図りたいと思います。

財政の健全な在り方については特に細心なる注意をはらい、一般財源の主体である税収の完全確保を期する一面、出来得るかぎり税外的住民負担の軽減、消費的経費の節減をはかる等、適切な取捨を講ずることに致しました。

住民の福祉増進については、広い意味の建設事業の推進から、直接住民サービスの向上に至るまでの、投資的あるいは消費的事業が現在までになさねばならないのに山積されておりますが、限られた収入において、限りなき事業を実施せねばならない現段階においては、事業の効果と必要性を充分検討し、必要不可決のもの、最も急を要するものを優先的に取り上げこれを完遂しより効果を上げることに致します。

行政水準の向上については、特に内部事務管理全般に亘って再検討を実施し、事務の合理化をはかり、職員の適正な配置を行い、事務能率の向上に努め、もって町民各位のサービスに万全を期する方針であります。

予算の効率化については、ことに本年度は、国民健康保険、町営住宅建設並びに清掃事業実施のために新しく特別会計制度を設け、今後これらの事業については、それぞれ独立採算の確立を図ることにし、一般会計と併せ、ともに、財政の健全化を基本とし、予算執行途上において、歳入欠陥を生じ収支の均衡を失することのないよう厳に意を注ぐと同時に、すべての行政事務が、財政計画により実質的に遂行できる現実性のあるものと致したいのであります。

ことに歳入は、昨年度の収入実績及び収入見込額を充分検討し極力確実なる把握に努めたのでありますが、相当の計上を行っておりますので、今後共納税組合の勧奨育成と、町民各位の理解ある協力を得て収入の確保に努める所存であります。

歳出については、一般財源が前年に比しては従同様であるのを考慮し、重点的且つ効果的な予算の編成を行うことと致しました。

特別会計については、一般会計に準じ経営の合理化に意を用い、可及的速やかに独立採算制の確立を期する次第であります。

なお具体的な事業の内容については次の通りであります。

昭和三十四年度我孫子町予算は三月十一日町議会に提出されてから十四日間町議会で審議され、去る三月二十三日町議会の議決確定を見ました。次に本年度予算のあらましをお知らせいたします。

特別会計五つを含む本年度予算は昨年より大幅に増額し歳入歳出共一億三千三百九十九万八千円であり、その中一般会計は一億五百十六万八千二百円であります。

特別会計は左の五つからなっており、本年度はこれら特別会計に一般会計より、五百二十五万九千円の繰出金が支出されるよう予算に計上しておりますが、この会計の主旨にのっとり、独立採算の方針をとるつもりです。

一、我孫子公益買収会計
二、国民健康保険事業会計
三、町営住宅建設事業会計
四、清掃事業会計
五、都市計画事業暫定予算

次に一般会計の歳入歳出の割合を款別に示せば図表のとおりです。

本年度の才出の内、主な事業は左のとおりです。

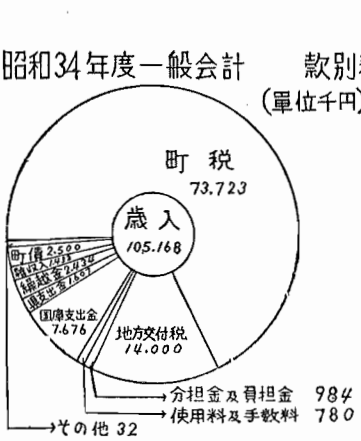

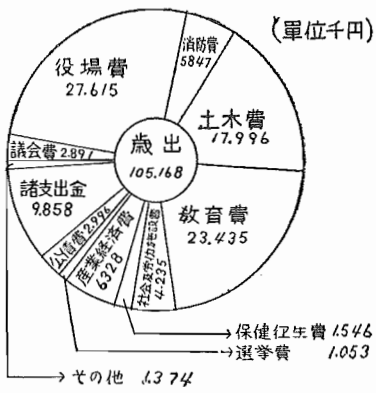

消防施設を充実するため自動車ポンプ一台購入
五ッ段トラック一台及びグレダー一台を購入し機械化を図り又簡易舗装等も行って積極的に悪道路の解消につとめるとともに才費については大幅に予算を増額して計上しました。

教育費については、学校施設の整備を重点的に行い本年度において我孫子中学校四教室の増築と我孫子中学校四教室の増築と我孫子第三小学校の危険校舎の改築並びに湖北小学校四教室の増築を行うよう予算計上をいたしました。

この外、前記特別会計で行う清掃事業により現環衛生の改善を図り

四月二十三日は 県会議員選挙

来る四月二十三日に行われる千葉県議会議員選挙は、四月八日に告示されました。県道や県税のこと、私達の身近なことをきめる人達を選ぶ大事な選挙の日です。必らず投票いたしましょう。

◎投票についての注意

○投票日にどうしても投票所に行けない人は、投票日の前日までに不在者投票をすることができます。くわしいことは早めに町選挙管理委員会におたずねください。

○無効投票にならないように候補者の名前のほかに「○」とか○とか×などよけいなことを一切書かないで下さい。

○字が書けなかったら字を知らなかったり、ケガをして書けない場合は、投票所で係に言えば、代って書いてくれます。係の人は黙に書いたかを絶対に他人に話してはいけないことになっており、話せば罰せられるのですから、安心して申し出て下さい。

○投票の秘密は絶対に守られます黙に投票したかは決してわからないしくみになっています。「自分のたのんだ人に入れないとわかるんだぞ」などといわれても大丈夫です。自分がよいと思う候補者に安心して投票しましょう。

（選挙管理委員会）

回覧板に代えて

回覧板廃止を前号にお知らせ致しましたが、再び御連絡します。

回覧板は、長い期間にわたって町の皆様に連絡をしたいこと等について利用してきましたが最近この回覧板が七日ないし十日位を要しないと皆様のお手許に届かないことを知りました。期日の過ぎた回覧は役に立ちません。そこで回覧板をこの四月から廃止して「広報あびこ」を毎月二回発行し、前の回覧板に代えることにしました。ですから今までの連絡事項はすべて「広報あびこ」に掲載しておりますから、是非すみずみまでお読み下さい。そして切り抜いになって保存して下さい。

晩霜に注意

四月六日から五月十日頃まで

農家の皆さん晩霜警報に注意して下さい。

三月から五月にかけての霜害対策の一環として、県が左記の通り警報を伝達することになりましたので、農家の方はラジオに注意し、その対策に万全を期せられるよう御知らせします。

記

一、四月六日より五月十日までの期間中、県は午後五時までに（休日、退庁後は除く）最寄り気象官署に照会し、降霜の有無、及びその程度等について確認する。

二、県は（一）により確認し、必要と認める時は左の手段を講ずる。

（1）、ラジオ放送（NHK）により四月六日から五月十日までの期間中、午前十一時五十五分、午後六時五十五分の天気予報の時刻に、又午後八時五十九分からの"明日の農作業の時刻（何れも第一放送）の何れかに注意報を発する。

（2）なお必要に応じ、各農林改良事業所及び各農業改良普及所等に連絡し、各農林改良事務所及び農業改良普及所は、直ちに市町村に連絡し、又は有線放送、標識等適宜の方法で農家に伝達する。

もち米の特配

この度県知事より配下御成婚についてお祝用もち米の特配を左記のとおり実施しておりますが、まだ受配されてない方は四月中に配給をお受け下さい。

記

一人当り一日分（三六五g）

なお五月までは延長できないので御了承願います。

税金の出張徴収

前年度の納税につきましては、皆様方の御協力により好成績をおさめ且財政の円滑にできましたる事厚く御礼申し上げます。さて昭和三十四年度発足にあたり四月は固定資産税第一期分、軽自動車税全期分令書が十七日まで御手許に送達され、四月三十日の納期でございますので、納税に際しましての便宜上左記日程により出張徴収致しますから最寄地区の方は御利用下さい。

記

日時　四月三十日（木）
十時より十六時まで
場所　鵜陽寺
船戸富田厚一郎宅

住宅金融公庫の 建設資金の申込

三十四年度の住宅金融公庫の建設資金貸付申込を四月一日まで公庫業務取扱機関で受付けておりますので左記により御利用下さい

記

○受付は四月二十日まで

○申込は公庫業務取扱機関へ（千葉相互銀行松戸支店）

○融資限度は木造住宅、防火構造住宅三〇平方メートルから五三平方メートルまで（約九坪から十六坪）の建設費とそのために必要な土地百六十五平方メートル（約五〇坪）までの買入費耐火及び簡易耐火構造住宅六十七平方メートル（建坪約二十坪）までの建設費とそのために必要な土地百六十五平方メートル（約五〇坪）までの買入費耐火及び簡易耐火構造住宅六十七平方メートル（建坪約二十坪）までの建設費とそのために必要な土地百六十五平方メートル（約五〇坪）までの買入費のいずれも貸付金額の七十五％を貸付ける。

○年利　五分五厘

○償還期間
木造及び防火構造＝十八年以内
簡易耐火構造＝二十五年以内
耐火構造＝二十五年以内

ほねつぎには 認印を

柔道整復師（ほねつぎ）の治療を受ける場合は、被保険者証の外に認印を忘れずに御持参下さるようお願いいたします。

春の大掃除 薬剤を撒布して

清掃法第十六条の規定に基き左記要領により大掃除を実施されるよう御通知いたします。

記

一、目的
はえ、蚊の駆除をはじめ生活環境衛生の向上を図ることは、明朗快適な日常生活の源泉であり生活改善向上の基礎となるものでありますので、例年実施している春の清掃運動を徹底実施はえ、蚊の効率的な駆除と清掃を行うものとする。

二、実施期間
四月二十日から五月十日まで、（休日の多いこの期間を利用実施のこと）

三、大掃除の実施
1、家屋内外に対する徹底的な大掃除の実施
（畳干し、縁の下、天井裏、押入、台所等掃除の励行、不用品の処分等）
2、ねずみの巣の除去、ねずみの噛り穴、通路等の閉塞
3、大掃除後の屋内の壁、天井、窓等、納屋等の修理改善
4、殺虫剤の噴霧、床下えの殺虫剤（粉末）撒布
5、掃除によって生じたごみや残飯廃物はなるべく、自家処理できるものは焼却又は埋没する等の方法により処理すること。

四、はえ、蚊の駆除
1、家の中の温い場所、窓舎、納屋等にいる親はえの駆除
2、便所の汲取口やごみ箱、堆肥の周囲、窓舎の床等の上のかき取りによるはえの蛹の駆除
3、納屋、物置、窓舎等の隅、古井戸、樋の下など蚊の成虫が越冬しやすい場所に対する殺虫剤の噴霧
4、家屋周辺の溝等の汚水の排水の完備、水溜りの除去、防火用水、竹の切り株、その他蚊の発生源となる場所の処置
五、殺虫剤の配付
1、ゾール剤（うじ、ボーフラその他一般殺虫用）一世帯当り約一升（五〇倍液）無償交付
2、BHC粉剤（床下、畳下撒布用）一世帯当り五〇〇瓦、自己負担二十円、町負担十円
六、その他
薬剤は近日配付いたしますのでよろしく御協力をお願いします。

（保健課）

育児相談を 御利用下さい

赤ちゃんを明るく丈夫に育てる為の育児相談は我孫子地区は毎月第二木曜日の午後一時から三時迄役場宿直室で行っております。第四木曜日の四月二十三日は布佐地区の育児相談日ですが当日は県会議員の選挙でありますので翌二十四日支所で午後一時より三時迄行いますから近母様方は忘れずお忘れなくお出で下さい。

その他育児相談のみならず受胎調節のこと、現在流行している「はしか」の看護法、又はあらゆる病人の看護の仕方等保健婦がいろいろ相談に応じますので一人でも多く御相談にお出でできるようお待ちしております。

（保健課）

ジフテリア 百日咳 予防接種

予防接種法に基き定期ジフテリア及び百日咳予防接種を左記の通り行いますから該当者は、全員接種するよう御知らせ致します。

記

一、該当者
1、ジフテリア及び百日咳第一期（初回免疫）
昭和三十三年一月一日より同年十二月三十一日までの間に生れた者
2、ジフテリア第二期（追加免疫）
第一期を終り一カ年を経過した者―昭和三十二年一月一日より同年六月三十日までの間に生れた者で、昨年春季にジフテリア初回免疫終了者（連続三回の接種を終った者）
3、百日咳第二期（追加免疫）
第一期を終り一カ年を経過した者―昭和三十二年七月一日より同年十二月三十一日までの間に生れた者で、昨年春季に百日咳初回免疫終了者（連続三回の接種を終った者）

二、禁忌症状及び注意
1、脚気、心臓又は腎臓の疾患で相当の病状のある者及び胸線扁巴体質の徴候のある者、又はその他の疾患があって接種により症状の増悪するおそれのある者に対しては、予防接種を行いません。
当日、体具合の悪い方は、その旨受付に御申出でください。
2、接種当日は、激動及び入浴をしないよう御注意下さい。

三、実費料金
1、ジフテリア、百日咳混合ワクチン接種者―一回四十円
2、ジフテリアワクチン接種者―一回十円
3、百日咳ワクチン接種者―一回二十円
なお、規定により生活保護法の適用を受けている者又は特別の理由のある者で町長の承認した者に対しては、実費徴収を免除致します。

四、その他
毎回の接種日には、個人通知票と母子手帳を御忘れなく御持参下さい。

日	時	接種回数	場所
四月　六日	午後一時より三時	第一回目接種	於第一小学校
四月　七日	〃	〃	於第四
四月　八日	〃	〃	於第三
四月　九日	〃	〃	於第二
四月　十三日	〃	〃	於布佐
四月　十四日	〃	〃	於湖北
四月二十七日	〃	〃	於第一
四月二十八日	〃	第二回目接種	於第四
四月　三十日	〃	〃	於第三
五月　四日	〃	〃	於第二
五月　六日	〃	〃	於布佐
五月　七日	〃	〃	於湖北
五月　二十日	〃	〃	於第一
五月二十一日	〃	〃	於第四
五月二十五日	〃	〃	於第三
五月二十六日	〃	〃	於布佐
五月二十七日	〃	〃	於湖北

申込は四月三十日 まで

貰尿槽設置

貰尿槽の設置助成等については前号にてその大要をお知らせいたしましたが、設置希望者の申込期限は左記の通りでありますので、至急に申込んで下さい。

記

一、申込期限　四月三十日
一、申込場所　保健婦又は支所
申込用紙は保健課及び各支所に用意してあります。

（保健課）

国民健康保険の医療給付のあらまし

一、療養の給付の範囲について

従来の国民健康保険制度の療養の給付の内容は、保険者の財政的な理由から条例、規約等で各々区々に定められていましたが、今年の一月一日から施行された新しい国民健康保険法では、他の社会保険と同等の給付を行うように改められました。

四月一日から実施しました我孫子町の国民健康保険でも新しい法律にしたがって療養の給付を行うようになっております。

すなわち療養給付の内容は

(1) 診察（往診、宅診、および処方箋の交付を含みます）

往診、宅診については町の条例で給付しないようにすることができますが、我孫子町ではこれを認め給付することになっております。

(2) 薬剤または治療材料の支給

これは被保険者が病気やけが等で療養取扱機関（病院、診療所、薬局等）から投薬とか注射等の給付を受けることであります。

(3) 処置、手術その他の治療

病気やけがの場合に、病院、診療所等で行う一切の手当や手術を行う給付のことであります。

又歯科医による歯科補てつ（義歯、クラスプ、歯冠継続歯、支台築造、等）も給付することになっております。

なお柔道整復師（ほねつぎ）による施術も給付いたします。

柔道整復師と町では、療養施設について、契約を締結しておりますのでお出での際は保険証を提出して下さい。

(4) 病院または診療所への収容

病気やケガで入院する場合の給付であります。産婦の入院は認めませんが異状分べんの場合で入院したときは給付することになっております。

なお入院した場合、我孫子町では食事と寝具の給付は行わないことになっております。

(5) 看　護

これは入院に際しての付添看護の給付でありますが、病院で完全看護を行っている場合は問題ありませんが、完全看護を行っていない病院等では、医師、歯科医師の意見書を添付して保険者（我孫子町長）に看護承認申請書を提出していただきその看護を必要と認めたときは、看護の給付を行います。

(6) 移　送

患者の病状が、入院あるいは、転院の必要がある場合で、患者が歩行不能の場合には、医師、歯科医師の意見書を添付して移送承認申請書を提出していただき、保険者が必要と認めた場合は給付を行います。

以上が国民健康保険の現物給付のあらましでありますが、この療養給付のうち(1)から(4)まではいわゆる現物給付とよばれ(5)及び(6)は現金給付の取扱いであります

（次号へつづく）

被保険者の資格取得と喪失

一、資格取得について

我孫子町が行っている国民健康保険の被保険者（保険の適用者）は、我孫子町に住んでいる方で他の社会保険に加入しているか、又は生活保護を受けている方以外は全部の方が国民健康保険の被保険者になる訳でありますから、保険を実施した四月一日以降において我孫子町に転入して来た方や、出生した方で他の社会保険に加入していない方、又は他の社会保険或は生活保護の適用を受けなくなった方は、その日から国民健康保険の被保険者となりますからこの被保険者の属する世帯の世帯主は、十日以内に町長に届出をして下さい（用紙は用意してあります）

もし届出をしなかったり、遅れの届出をした場合は二千円以下の過料を科せられますから御注意下さい。なお届出の際は必ず保険証を併せて提出して下さい。（ただし世帯全員が新に被保険者となった場合を除く）

二、資格喪失について

国民健康保険の被保険者が我孫子町に住所を有しなくなった時（死亡も含む）や他の社会保険又は生活保護の適用を受ける時に至った時は、その翌日から資格を喪失しますので、前項の例によって十日以内に町長に届出て下さい。

保険税算出例

所得割額（基礎控除90,000円を引いた額）×$\frac{1.7}{100}$＝　◎　円……(1)

資産割額（土地家屋に係るもの）×$\frac{8}{100}$　◎　円……(2)

被保険者均等割額（所謂人数によるもの）一名に付　270円……(3)

世帯割額一世帯に付　530円……(4)

合　計　年間保険税額　(1)＋(2)＋(3)＋(4)＝　◎　円

備考　一期分の課税額は年間保険税額を納期の数（4期）で除して得た額です。

例（一）

（1）総所得金額　基礎控除　課税総所得金額

500,000円－90,000円＝410,000円×$\frac{1.7}{100}$＝6,970円

（2）固定資産税年額　15,000円×$\frac{8}{100}$＝1,200円

（3）家族　5人×1人当370円＝1350円　（4）世帯割1世帯に付　530円

合　計　（年間保険税額）10,050円

例（二）

（1）250,000円－90,000円＝160,000×$\frac{1.7}{100}$＝2,720円

（2）10,000円×$\frac{8}{100}$＝800円　（3）5人×270円＝1,350円

（4）世帯割　1世帯に付　530円

合　計　5,400円

（例）（三）

（1）150,000円－90,000円＝60,000円×$\frac{1.7}{100}$＝1,020円

（2）2,000円×$\frac{8}{100}$＝160円　（3）3人×270円＝810円

（4）世帯　1割世帯に付　530円

合　計　2,520円

（例）（四）

（1）0円　（2）0円

（3）2人×270円＝540円　（4）世帯割1世帯に付　530円

合　計　1,070円

犯罪は木の芽立ちと共に増える（春の防犯）

陽気の回復につれて目立って増えてくるのがあき巣ねらい、しのび込み、気分のゆるみや外出の機会の多くなるのが原因と思われる。しかもこれらのあき巣ねらい、しのび込みは、年々増えている傾向にある。そこで春先の防犯としての傾向を訴え被害予防として、次の点を強調する。

1、あき巣ねらいの予防には、いつもくり返すことであるが「留守番をおくことである」

家族全員で出かける時は、カギを厳重にかけるか隣近所によく頼んでおくことが大切である。カギをかける場合でも、一目で留守とわかるようなかけ方をしないように工夫してほしい。

2、夜寝る時は戸締りを必ずすること、カギもできれば二重三重にかけるようにすること。

3、具体的にどういう方法をしたらよいかわからない時、相談したい時は遠慮なく駐在所、派出所を利用していただきたい。

花の四月みんなの力で犯罪が起らないようにしましょう。

(一) 何時もあなたは狙われていることを忘れないで用心しましょう。

(二) 簡単で余り守れない自転車の「カギ」を忘れないでかけましょう。

(三) 見知らない人を余り寄せ付けないよう、特に気をつけましょう。

(四) 夜は室の中を暗く外を明るくして外部の気配に注意しましょう。

(五) 家屋敷の囲りをうろつく者に特別用心しあいましょう。

(六) 留守する場合は必ず戸締りを厳重にし隣り近所にも頼みましょう。

(七) 何か被害があった場合は必ず早くありのままを届けましょう。

(八) あやしいと認めた場合はみんなで協力し見失わないうちに連絡しましょう。

(九) こじき、押売のような不審者はみんなで協力して退治しましょう。

(一〇) 凍くの親せき、近くの他人という感もありますが犯罪は隣組町ぐるみで防ぎましょう。

春先の交通事故防止について

陽気の回復につれて交通は一層ひんぱんになるので、次の点に留意して交通事故防止に協力されるようお願いします。

(1) 交通事故は大災地変と違って注意次第で防止出来るものであるから、運転者は規則をよく守って運転すること。

(2) 学校に通学する生徒「歩行者」は道路の右側、自転車は道路の左側を一列になって他の交通の妨害にならぬよう心がけて通学すること。

(3) 歩行者は対面交通正しい横断を守るほか路上遊びや幼児のひとり歩きはさせないよう注意すること。

（社会教育課）

糞尿汲取り実施予定日

（二区、三区、四区三同汲）

一七日二区、三区、一区の一部

（千葉食、増田一薬）

一八日船戸一部、日立社宅

糞尿の汲取りにつきましては、日頃格別の御協力をいたゞきまして誠に有難うございます。

つきましては、来る四月十六日から五月一日までの汲取りについては、左記の汲取り予定表にしたがい実施いたしますのでお知らせいたします。

記

一、予定表にしたがい汲取りを行いますので、利用者の方で取券のない方は、附近の「たばこ小売店」にて前もってお求め置き下さい。また「現金」による取扱いは致しません。

二、汲取り当日留守になられる家庭は、汲取券を近所の方に依頼するか、または汲取り附近の見易い場所に予めの必要枚数を置いて下さい。なお汲取券のない場合は汲取りをしない場合がありますので御注意下さい。

三、新たに汲取りを利用したい方は、附近のたばこ小売店か、または役場保健課、御北、布佐支所へ世帯主の住所氏名をお知らせ下さい。

四、汲取実施予定表

日　程　汲取地域

四月一六日五区、四区、一七区、二〇日湖北地区

二一日湖北地区

二二日湖北地区、布佐地区

二三日船戸、根戸下、南飯塚

二四日一区の一部、七区、一五区の一部

二四日一五区の一部、六区、八区の一部

二六日八区の二部、九区、十区の一部

二七日十区の一部、十一区、十二区、三区、四区三同汲）

四日二区、三区、一区の一部、（千葉食、増田一薬）

備考　都合により若干前後することがありますので御了承下さい。

我孫子国保取扱機関一覧表（あいうえお順）

機関名	住所	代表者氏名
荒井接骨院	我孫子一三九八	荒井信一
小出接骨院	我孫子一三九八	小出国雄
北川整骨院	我孫子一五四〇	北川水雄
名倉接骨院	我孫子一五九八	名倉文雄
我孫子国民健康保険療養施術取扱機関（ほねつぎ）		
滝口接骨院	我孫子一三九八	滝口明
荒井接骨院	我孫子一七七六	荒井雄一
小出接骨院	我孫子一七一七	小出雄一
銀座堂薬局	我孫子一七〇五	銀座堂薬局
塚原薬局	我孫子一七九五	塚原信一
池田薬局	我孫子一七〇五	池田貞雄
宮本医院	布佐三〇六九二	宮本なを
宮下医院	布佐三〇六九二	宮下雄
山口医院	布佐三〇六九二	山口文雄
横山医院	布佐三〇六九二	横山雅夫
山田医院	布佐三〇六九二	山田雅美
横井医院	布佐三〇六九二	横井達茂
荒井医院	布佐三〇六九二	荒井知雄
伊藤医院	布佐三〇六九二	伊藤寛
尾上医院	布佐三〇六九二	尾上上吉
勝田医院	布佐三〇六九二	勝田庸郎
坂巻医院	布佐三〇六九二	坂巻宗寿
清水医院	布佐三〇六九二	清水巻之助
中村医院	布佐三〇六九二	中村英雄
滝本医院	布佐三〇六九二	滝本文三郎
中村医院	布佐三〇六九二	中村雄
飯塚医院	布佐三〇六九二	飯塚弘雄
小木医院	布佐三〇六九二	小木文雄
池田医院	布佐三〇六九二	池田雅夫
天野医院	布佐三〇六九二	天野行雄
中野医院	布佐三〇六九二	中野滋
岡田医院	布佐三〇六九二	岡田文雄
松本医院	布佐三〇六九二	松本雄
梁瀬医院	布佐三〇六九二	梁瀬明雄
木村医院	布佐三〇六九二	木村吉雄
谷口医院	布佐三〇六九二	谷口保
小川医院	布佐三〇六九二	小川国雄
内科医院	我孫子一三九八	内科医院
外科医院	我孫子一三九八	外科医院
産婦人科医院	我孫子一三九八	産婦人科医院
内科小児科医院	我孫子一三九八	内科小児科医院
外科・小児科医院	我孫子一三九八	外科・小児科医院
新本医院	我孫子一三九八	新本秀雄
中田医院	我孫子一三九八	中田明
梁瀬医院	我孫子一三九八	梁瀬明
内科医院	我孫子一三九八	内科医院
耳鼻咽喉科医院	我孫子一三九八	耳鼻咽喉科医院
産婦人科医院	我孫子一三九八	産婦人科医院
外科・小児科医院	我孫子一三九八	外科・小児科医院
内科・小児科医院	我孫子一三九八	内科・小児科医院
耳鼻咽喉科・レントゲン科医院	我孫子一三九八	耳鼻咽喉科・レントゲン科医院
整形外科医院	我孫子一三九八	整形外科医院
小児科医院	我孫子一三九八	小児科医院
精神科医院	我孫子一三九八	精神科医院